

夜間・休日等の調剤における 一部負担金額の変更について

平成20年度診療・調剤報酬改定において夜間・休日等の診療・調剤体制の確保のため、平成20年4月1日より、以下の時間帯に応需した処方せんについて、受付1回につき「夜間・休日等加算」として40点を加算する規定に改められました。

《調剤報酬点数表に規定される加算対象となる時間帯》

平 日：午前0時～午前8時、午後7時～午前0時
土曜日：午前0時～午前8時、午後7時～午前0時

当薬局開局時間内においては

平 日 午後7時以降

土曜日 午後1時以降

《保険医療機関における休日加算の対象となる日》

●日曜日及び国民の祝日

●1月2～3日

●12月29日～31日

これらの日にちは休日として取り扱うこととしています。
あらかじめご了承ください。

このことによりまして下記の通り追加負担をお願いいたします。

1割の患者様	40円
2割の患者様	80円
3割の患者様	120円

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

坂本薬局